特許庁では現在、理系の社会人、ポスドクなどの皆様を対象に、任期付職員（特許審査官補）を募集しています。

　特許審査は、全世界から受け付けた全技術分野の特許出願を、技術的観点や法律的観点から精査し、排他的独占権である特許権を付与するか否かの判断を行うという、責任とやりがいのある重要な業務です。

　採用後はマンツーマンでの指導を受けつつ、特許審査官補として2年間の実務経験を積んでいただきます。そして、所定の研修を修了すれば、3年目からは特許審査官に昇任することができます。採用時の任期は5年以内です。

【**特許庁任期付職員（特許審査官補）の募集概要**】

1．募集人数（予定）

　別途募集する特許庁任期付職員（特許審査官）と合わせて数十名程度。

2．応募資格

　理系の学士号以上の学位を取得し、企業・大学等における研究開発業務経験（修士・博士課程含む）又は知的財産業務経験を通算4年以上有していること。

3．応募締切

　令和6年11月5日（火）17時00分（受信有効）

4．その他応募に関する詳細

　応募資格詳細、応募方法など、応募に関する詳細は、特許庁ＨＰの以下の箇所をご覧ください。

＜募集要綱＞

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/2024saiyo_shinsakanho.html>

＜服務・給与等について＞

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/document/2024saiyo_shinsakanho/fukumu.pdf>

＜Ｑ＆Ａについて＞

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/q-and-a.html>

＜リーフレット＞

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/document/index/ninkitsuki-tokkyo-pamphlet.pdf>

5．特許庁職員による業務説明

　審査官の業務についてより深くご理解いただくために、個別業務説明（平日・予約制）や業務説明会（予約制）を行っています。

　業務説明の詳細については、特許庁ＨＰの以下の箇所をご覧ください。

＜業務説明会について＞

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/2024gyoumu-setsumei_shinsakanho.html>

※注意事項

令和7年度に係る予算は要求中であるため、本募集内容は予算成立後に正式なものとなります。

**お問い合わせ先**特許庁　審査第一部調整課　採用担当　電話　03－3581－1101（内線3119）